

「隋・于寛墓誌」の訳注と考察

平田 陽一郎*

Yu Kuan Sui Epitaph:

Translation and Notes

Yoichiro Hirata*

Key Words: Yu kuan, Sui Dynasty, Epitaph

はじめに

筆者は、隋唐帝国を生み出す原動力となったと考えられる西魏・北周の二十四軍制について再検討する中で、その巨大な軍事機構の指揮・統轄において、北魏内官の系譜を継ぐ親信・庫真らが活躍した事実を指摘しておいた[1]。またこれを皮切りに、その後も、これら鮮卑系側近官の実態解明に取り組んできた[2]。本稿では、その一環として、近年出土した「隋・于寛墓誌」の全文を釈読した上で、そこから浮かび上がる諸問題について、基礎的な考察を加えておきたい。

1. 「隋・于寛墓誌」訳注

本稿で取り上げる「隋・于寛墓誌」の拓本写真・録文は、胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓誌 上』(北京大学出版社、2012年、20~21頁)に掲載されている。これによれば、同墓誌は2009年に、大唐西市博物館に入蔵されたものである。墓誌本体の大きさは、縦横ともに42cmで、厚さは8cmある。文字数は29行×各行満29字である。墓誌蓋の大きさは、縦が38.5cm、横が39.5cmで、厚さは6cmある。銘文は、3行3字で「大隋開府清河公墓誌」と刻される。

以下、録文・訓読・語釈・口語訳の順に掲げることとするが、録文では、行数を括弧内の数字で表し、墓誌文中の判読困難な文字や欠損は□で示し、その他の空格については、その旨を記してある。訓読では、一部の借字や誤字と思われるものを(誤)[正]の形で改め、また文脈に応じて適宜改行した。語釈は最小限に止めたので、個々の用語の意味については、口語訳を参照されたい。録文では、よりテキストに近い字形の採用を基本としたが、便宜上・技術上の問題から、異体字を通字に改めたところが少なくない。訓読・語釈の見出しの字体は録文に従い、それ以外は常用漢字を使用した。

【録文】

(01) 大隋使持節開府儀同大□□清河公于使君之墓誌(以下空白) (02) 君諱寛字惠安恒州栳乾人也周武王四子邗晉應韓回國為氏漢丞相定(03) 國高門待封即其後也冠冕縉紳煥乎史策可略而言焉(1字空格) 祖提參謀魏室(04) 翼賛周朝贈柱國大將軍建平郡開國公(1字空格) 父虎性愛閑靜高尚其事特類(05) 顔子聰明不壽贈涇恒二州刺史君幼而聰慧形表端華紈綺之中卓然獨(06) 立及長從師字無再問叔父謹柱國燕文公常教誨子弟語人曰此子真吾(07) 家千里駒也年十一便學弓馬大統十三年事周太祖為親信授輔國將軍(08) 魏後元年從叔父燕文公平江陵有功加六級授大都督君本居豪族兼挾(09) 勢家至於狐矢最為長藝類養由之躡甲同李廣之射雕周元年授冀州清(10) 河縣開國子邑三百戶始開茅土初啓山川二年授使持節車騎大將軍儀(11) 同三司仍治右武伯大夫入參輿輦出擁旌麾軒冕照人光華滿室其年即(12) 轉中大夫仍為武伯名著九能漸階三事詔授興州諸軍事興州刺史下車(13) 揚化威惠兼馳曾未朞月雲行風偃豹產之化自此方興田郭之風於斯更(14) 重其年又進爵為侯建德四年從柱國中國公攻柏崖城身先士卒仍為留(15) 谷城主恩同挾纘惠等投醪宣政元季授湖州諸軍事湖州刺史屢典六條(16) 久賢十部示之以寛猛宣之以惠和秩滿海口攀轅卧轍開皇元年進爵為(17) 公前後合九百戶天不慙遺梁木其壤忽口寢疾薨于京師春秋七十一以(18) 大隋開皇六年歲次丙午十一月戊寅朔七日甲申窆于長安之高陽原君(19) 澡身沐德恭孝無先循躬立行信義為本可謂古之遺愛有子四人令德在(20) 喪哀毀殆將滅性恐山移海竭谷淺岸深鑿斯玄石以旌不朽其銘曰(以下空白) (21) 巖巖峻岳悠悠巨川周王啓祚漢相承先家聲日顯世德踰傳達人接踵貴(22) 仕蟬聯維岳降神篤生申甫幼而岐嶷長

*教養科 Division of Liberal Arts

踰規矩珮玉鏗鏘堦庭容與器兼(23) 廊廟才堪宰輔屢開幕府
 頰莅推轂孝敬連覺清廉比屋謳誦滿野德音盈(24) 軸哲人其
 萎忽口無祿柳車且引薤曲朝誼風轉素盖日映丹幡高松徒迺
 (25) 厚土長昏千秋萬歲空作遊魂(26) (7字空格) 世子長扶東
 宮備身左右(以下空白)(27) (7字空格) 仲子建扶秦王叱干真
 (以下空白)(28) (7字空格) 叔子越扶東宮右親衛(以下空白)
 (29) (7字空格) 季子神扶東宮左親衛(以下空白)

【訓読】

大隋の使持節^①・開府儀同大^②將^③軍^④・清河公^⑤、于使君の墓誌
 君、諱は寬、字は惠安、恒州栞乾^⑥の人なり。周武王の四子
 の邗・晉・應・韓は、國に曰りて氏と為し、漢の丞相定國は門を
 高くして封を待つ^⑦。即ち其の後なり。冠冕・縉紳たりしは、史策
 に煥^⑧らかなれば、略して言う可し。

祖の提は、魏室に參謀し、周朝を翼賛し、柱國大將軍・建
 平郡開國公^⑨を贈らる。父の虎は、性は閑靜を愛し、其の事を
 高尚にす^⑩。特に顔子に類し、聰明なれども壽しからず。涇・恒
 二州刺史を贈らる。

君は、幼くして聡慧、形表は端華にして、紈綺の中、卓然と
 して獨立す。長ずるに及びて師に従うや、字は再問する無し。
 叔父の謹^⑪は、柱國・燕文公たり。常に子弟を教誨し、人に語り
 て曰く、此の子は真に吾が家の千里の駒なり、と。年十一にし
 て、便ち弓馬を學ぶ。

大統十三年、周の太祖に事えて親信^⑫と為り、輔國將軍^⑬を授
 けらる。魏後元年、叔父燕文公の江陵を平らぐるに従いて功
 有り、六級を加えられ、大都督^⑭を授けらる。君は本豪族に居り、
 兼ねて勢家を扶^⑮も、(狐)[弧]矢に至りては、最も長藝と為す
 こと、養由の甲を躡^⑯めるに類し、李廣の雕を射るに同じ。

周元年、冀州清河縣開國子^⑰を授けられ、邑三百戸たり。始
 めて茅土を開き、初めて山川を啓く。二年、使持節^⑱・車騎大將
 軍^⑲・儀同三司^⑳を授けられ、仍お右武伯大夫^㉑を治む。入りては
 輿輦に參じ、出でては旌麾を擁す。軒冕は人を照らし、光華
 は室に滿つ。其の年即ち中大夫に轉じ、仍お武伯と為る。名
 は九能に著れ、漸く三事に階^㉒み、詔もて興州諸軍事^㉓・興州刺
 史を授けらる。車を下りて化を揚ぐるや、威惠兼ねて馳せ、曾
 て未だ暮月ならずして、雲は行き風に偃^㉔す。豹^㉕・産^㉖の化、此自
 り方に興り、田・郭の風、斯に於いて更めて重なる。其年、又
 爵を進めて侯と為る。建徳四年、柱國・申國公の柏崖城を攻
 めるに従い、身は士卒に先んじ、仍ち留谷城主と為る。恩は

挾纊^㉗と同じくして、恵は投醪^㉘に等し。宣政元年、湖州諸軍事^㉙・
 湖州刺史を授けらる。屢々六條を典し、久しく十部を賢^㉚くし、
 之れに示すに寬猛を以てし、之れに宣ぶるに恵和を以てす。
 秩滿ち海^㉛〔みち?〕るや、轅^㉜に攀^㉝り轍^㉞に卧せり。

開皇元年、爵を進めて公と為り、前後合せて九百戸たり。

天は愁遺^㉟せず、梁木は其れ壞^㊱れ、忽^㊲として寢疾し、京師
 に薨ず。春秋七十一。大隋の開皇六年歲次丙午十一月戊寅
 朔七日甲申を以て、長安の高陽原^㊳に窆る。君、身を澡^㊴めて徳
 に沐し、恭孝に先無く、循いて躬ら行を立て、信義もて本と為
 すは、古の遺愛と謂う可し。子四人有り、令徳たり。喪に在りて
 哀毀し、殆ど將に性を滅さんとし、山が移りて海が竭き、谷が
 淺まり岸が深まるを恐れ、斯の玄石に鐫ち、以て不朽を旌わさ
 んとす。其の銘に曰く、

嚴巖たる峻岳、悠悠たる巨川。周王祚を啓き、漢相先を承く。
 家聲日に顯れ、世徳跡かに傳う。達人踵を接し、貴仕は蟬聯
 す。維れ岳は神を降し、篤に申・甫を生む。幼くして岐嶷たり、
 長じて規矩を踰ゆ。珮玉の鏗鏘は、堦庭に容與たり。器は廊
 廟を兼ね、才は宰輔に堪う。屢々幕府を開き、頻りに推轂に莅
 む。孝敬は覺を連ね、清廉は屋を比ぶ。謳誦は野に滿ち、徳
 音は軸に盈つ。哲人は其れ萎^㊵み、忽^㊶として無祿たり。柳車
 は且に引かれ、薤曲は朝に誼し。風は素盖を轉じ、日は丹幡
 に映ゆ。高松は徒に迺し、厚土は長昏たり。千秋萬歲、空しく
 遊魂と作る。

世子の長扶は、東宮備身左右たり。

仲子の建扶は、秦王叱干真たり。

叔子の越扶は、東宮右親衛たり。

季子の神扶は、東宮左親衛たり。

【語釈】

①使持節 主に軍隊統率に当たつての部下に対する専殺権
 の所持を示す肩書きで、假節・持節・使持節の順に権限が
 強まる(『通典』卷三二、職官一四、都督を参照)。

②開府儀同大將軍 北周から隋の文帝期にかけて整備され
 た上柱国から都督まで全十一等級ある散実官(武散官の一
 種)の一つ。『周書』卷六、武帝紀下、建徳四(575)年冬十
 月戊子の条に、「改開府儀同三司為開府儀同大將軍」とあ
 るように、もとの開府儀同三司を改称したもので、北周末の
 制度では第六等級(九命)に当たる(『周書』卷二四、盧辯伝
 ほかを参照)。ちなみに、隋代には旧称に戻され、第六等
 級(正四品)とされた(『隋書』卷二八、百官志下を参照)。

- ③清河公 墓主は、周元(557)年に「冀州清河県開国子(正六命)」を授けられ、その後、同侯爵(正八命)に、開皇元(581)年には同公爵(従一品)に爵位を進めている(『通典』卷三九、職官二一、秩品四を参照)。
- ④恒州栞乾 詳しくは、後掲の考察を参照のこと。
- ⑤漢の丞相定國は門を高くして封を待つ 『漢書』卷七一、于定国伝に、「始定国父于公、其閭門壞、父老方共治之。于公謂曰、少高大閭門、令容駟馬高蓋車。我治獄多陰德、未嘗有所冤、子孫必有興者。至定國為丞相、永為御史大夫、封侯伝世云」とある「于公高門」(『蒙求』卷上の表題の一つ)の故事に基づいた表現。
- ⑥柱國大將軍・建平郡開國公 柱國大將軍は語釈②の散実官では第二等級(正九命)に当たる。建平郡開國公は正九命の爵位(『通典』卷三九、職官二一、秩品四を参照)。『周書』、卷一五、于謹伝に、「保定二(562)年、以謹著勳、追贈使持節・柱國大將軍・太保・建平郡公」とあるように、子の于謹の活躍により追贈されたもの。
- ⑦其の事を高尚にす 『周易』上経、蠱の卦に、「上九 不事王侯、高尚其事」とあるのに基づき、志行が高潔で仕官や昇進を求めなかったことをいう表現。
- ⑧叔父の謹 于謹、字は思敬、小名は巨彌、河南洛陽の人。智略に優れ、北魏末の六鎮の乱の平定などで活躍し、のち西魏・北周の建国に参与して元勳となり、位は柱國大將軍・燕国公に至り、諡は「文」とされた(『周書』卷一五、于謹伝、『北史』卷二三、同伝を参照)。
- ⑨千里の駒 『陔餘叢考』卷三九、千里駒に、「千里駒三字実起於戦国、謂年少而有逸才者、後遂以為奨進後輩之佳称耳」とあるように、才能有る若者のたとえ。
- ⑩親信 詳しくは、後掲の考察を参照のこと。
- ⑪輔國將軍 北魏・太和前令では三品上、後令では従三品の將軍号(『魏書』卷一一三、官氏志を参照)。西魏もこれを踏襲したと思われるが、北周六官制成立後は七命の武散官に、隋文帝期には従六品下の散号將軍に位置づけられた(『通典』卷三九、職官二一、秩品四を参照)。
- ⑫大都督 語釈②の散実官では第九等級(八命)に当たる。
- ⑬弧矢に至りては 『易経』繫辭下伝に、「弦木為弧、剡木為矢。弧矢之利、以威天下。蓋取諸睽」とあるように、木に弦を張った弓と木を削って作った矢をいう。
- ⑭養由の甲を蹲めるに類し、李廣の雕を射るに同じ 『春秋左氏伝』成公、十六年に、「癸巳、潘甗之党、与養由基蹲甲而射之、徹七札焉」とあり、また、『史記』卷一〇九、李將軍列伝に、「匈奴大入上郡、天子使中貴人從廣。勒習兵擊匈奴。中貴人將騎數十縱、見匈奴三人、与戦。三人還射、傷中貴人、殺其騎且尽。中貴人走廣。廣曰、是必射雕者也。廣乃遂從百騎往馳三人。三人亡馬步行、行数十里。廣令其騎張左右翼、而廣身自射彼三人者、殺其二人、生得一人、果匈奴 射雕者也」とあるのに基づき、墓主が弓の名手であることを言った表現。
- ⑮車騎大將軍・儀同三司 北周六官制ではともに九命に位置づけられる武散官と戎秩で、二つで一組として授官される例が多い(『周書』卷二四、盧辯伝ほかを参照)。
- ⑯右武伯大夫 北周六官制で軍事を担当する夏官府の属官の一つで、左右武伯中大夫(各一人、正五命)一左右小武伯下大夫(各二人、正四命)一左右小武伯上士(正三命)一虎賁以下の六率からなり、主に宮殿の警護に当たった(王仲犖『北周六典』卷五、夏官府の項ほかを参照)。
- ⑰興州 現在の陝西省略陽県付近に置かれた州。北魏代に置かれた東益州が、西魏時代に興州と改名された(『隋書』卷二九、地理志上、順政郡を参照)。
- ⑱雲は行き風に偃す 「君子之徳風。小人之徳草。草上之風、必偃」(『論語』顔淵第十二)などを踏まえ、雲が広がるように徳が及び、民がそれに靡いたことをいう表現か。
- ⑲豹・産の化 優れた政治家として知られていた戦国魏の西門豹と、同じく春秋鄭の子産による教化のこと。
- ⑳申國公の柏崖城を攻めるに従い 『隋書』卷三七、李穆伝に「天和中、進爵申國公」とあり、同卷五六、盧愷伝に「(建徳)四年秋、李穆攻拔軹関・柏崖二鎮、命愷作露布」とあるように、西魏・北周・隋の三朝に仕えた重臣の李穆に従い、河内郡濟源県付近の要衝・柏崖城を攻略したことをいう。
- ㉑留谷城主 詳しくは、後掲の考察を参照のこと。
- ㉒思は挾纒に同じくして 『春秋左氏伝』宣公、十二年に、「師人多寒。王巡三軍、拊而勉之。三軍之士、皆如挾纒」とあるのを踏まえ、君主の厚い恩恵をいう。
- ㉓恵は投醪に等し 醪は濁り酒。古の名将が一樽の酒を川に流して全軍の兵士に飲ませたという故事に基づき、良く部下をねぎらったことをいう表現(『三国志』卷三二、蜀志先主伝、建安十二年条注引の習鑿齒注ほか参照)。
- ㉔湖州 現在の河南省最南部の湖陽鎮付近に置かれた州。もと南襄州といったが、西魏廢帝三(554)年正月に湖州と改名された(『周書』卷二、文帝紀下、廢帝三年正月の条、『隋

書』卷三一、地理志下、春陵郡を参照)。

- ②⑤ 轅に攀り轍に臥せり 『後漢書』卷二六、侯霸伝に、「更始元年、遣使徵霸、百姓老弱相攜号哭、遮使者車、或当道而臥。皆曰、願乞侯君復留葦年」とあるのに基づく表現。
- ②⑥ 天は愁遺せず 『詩経』小雅、十月之交に、「不愁遺一老、俾守我王」とあるのを踏まえた表現。
- ②⑦ 梁木は其れ壊れ 『礼記』檀弓上に、「(孔子)歌曰、泰山其頽乎、梁木其壊乎、哲人其萎乎」とあるのに基づき、梁木が折れること、転じて賢哲なる人物の死をいう。
- ②⑧ 高陽原 原は黄土高原に特有のテーブル状の台地。高陽原は隋唐長安城の西南郊に位置し、当時の墓葬域の一つ(妹尾達彦『長安の都市計画』講談社、2001年を参照)。
- ②⑨ 古の遺愛と謂う可し 『春秋左氏伝』昭公、二十一年に、「及子産卒、仲尼聞之、出涕曰、古之遺愛也」とあるを踏まえ、春秋鄭の子産のような優れた古人の仁愛の遺風を備えていたことをいう表現。
- ②⑩ 維れ岳は神を降し、篤に申・甫を生む 『詩経』大雅、蕩之什、崧高に、「維嶽降神、生甫及申、維申及甫、維周之翰」とあるのに因む表現で、申は申伯、甫は仲山甫のことで、ともに周の宣王に仕えて、中興の治政を為した人物とされる。

【口語訳】

大隋の使持節・開府儀同大將軍・清河公、于刺史の墓誌君は、諱を寛、字を恵安といひ、恒州桑乾の人である。周の武王の四子である邗・晋・応・韓は、封国の名に因んでこれを氏とし、漢の丞相であった于定国は于公高門の故事(で知られる人物である)。君はその後裔に当たるのである。立派な冠冕を身につける高貴な家系であったことは、史書にも明記されており、その大略を述べるのできるのである。

祖父の提は、魏王朝の政治に参加し、北周王朝の天子を支えて、のちに柱国大將軍・建平郡開国公を追贈された。父の虎は、生来平穩な暮らしを愛し、仕官は求めずその道を高潔にした。(孔子の高弟の)顔回にも似て、聡明であったが長寿には恵まれなかった。のちに涇・恒二州刺史を追贈された。

君は、幼少のみぎりから聡明で、容貌は端正で美しく、絹の衣装を纏った貴族の子弟の中に入っても、独り高く擡んでいた。成長すると学問の師についたが、問い返すことなく(経書の字句もたちどころに理解してしまった)。叔父の謹は、柱国・燕文公となった(西魏・北周の元勳である)。于謹は日頃から一族の子弟を教え諭していたが、周囲の人には、この子こ

そ本当に我が于家の千里の駒(たる将来有望な若者)であると言っていた。十一歳になると、射術と馬術の稽古を始めた。

大統十三(547)年に、(西魏の実権者である)太祖(の宇文泰)に仕えてその親信となり、輔国將軍を授けられた。魏後元(554)年には、叔父の燕文公于謹が(総大将となって南朝の)江陵を攻略したいくさに従軍して戦功を立て、六階級昇進して、大都督を授けられた。君はそもそも豪族の家に生まれ、しかも勢力ある家門に連なる身であったが、(自己研鑽も怠らず)特に弓術に関しては、最も秀でており、(七枚重ねの鎧すら射貫いたという古の名手)養由基さながらであり、(空飛ぶ雉を射落とすほどの匈奴の名手三人をも射殺・生け捕りにした漢代の名将)李廣にも引けを取らないほどであった。

周元(557)年、冀州清河県開国子の爵位を授けられ、食邑は三百戸とされた。始めて封土を賜り、初めて山河に土地を切り拓いた。二(558)年、使持節・車騎大將軍・儀同三司を授けられ、右(小)武伯(下)大夫に任じられた。内任にあつては天子のお車近くに参上し、外任にあつては軍旗を振って部下を指揮した。貴人の証しである立派な車に乗って冠をかぶつた(君の輝くばかりの姿は)人々を照らし出し、輝かしい名声は室内に満ちあふれた。その年には(右武伯)中大夫に昇進し、引きつづき武伯の職を務めた。その名声は(人の上に立つものが身につけるべき)九つの才能に顕著に示され、次第に(為政者のわきまえるべき)三つの事項にも及び、詔によって興州諸軍事・興州刺史を授けられた。赴任して教化を始めると、威信と恩恵がともに伝わり、わずかな期間のうちに、雲が広がりに行く(ように政教が広まり)風に伏す(ように民草は靡き従った)。西門豹や子産のように優れた治政が、まさにここから始まり、古の田氏や郭氏の遺風が、ここに再現されたのである。その年に、また爵位を進めて(冀州清河県開国)侯となった。建徳四(575)年、柱国・申国公の李穆が北齊の要衝たる柏崖城を攻略するのに従軍した際には、士卒に先じて(勇戦し、その功で)、留谷城主に任じられた。部下に示した温情は綿で包んで暖めるようであり、その恵は一樽の酒を兵士みなに振舞おうとしたかつての良将に等しいものであった。宣政元(578)年に、湖州諸軍事・湖州刺史を授けられた。しばしば六条(の詔書に記された施政方針)を掌る(州刺史の職に任じられ)、長らく多くの任地で治績を残し、民衆には寛大さと厳格さをもって臨み、恵と和らぎとをあまねく及ぼした。任期が満了して(離任するのは潮の干満のように自然なことであるが)、(人々は君の乗車の)ながえに縋り付き轍に寝転がって(まで

君を引き留めようとした)。

開皇元(581)年に、爵位を進めて(冀州清河県開国)公となり、前後通算して食邑は九百戸となった。

(優れた人物でも)天は特別に生きながらえさせることはなく、梁の木が折れるように(立派な人物にも死が訪れるが)、君は突然の病に倒れ、都で薨去された。享年七十一。隋の開皇六(586)年十一月七日に、長安の高陽原に葬られた。君は、身を清めて徳を治め、慎み深く父母に仕え、自ら正道を踏み行い、信義を根本としたことは、古人の仁愛の遺風を備えていたといえる。子息が四人おり、みな美德を備えていた。君の葬儀に当たっては悲しみのあまりやせ衰え、あやうく命に関わるほどであったが、山が移動して海が干上がり、谷が埋まって岸が削られるように(世の移り変わりが激しいことを)恐れて、(故人の業績を)この黒い石に刻みつけ、とこしえに伝えようとするものである。その銘文は次のとおりである。

巖かにそびえる急峻な山岳、悠悠と流れる大河。周の武王は国祚を啓き、漢の丞相は祖先の業を承継いだ。于家の名声は日ごとに顕れ、父祖以来の積徳が代々伝えられた。広く道理に精通した人物が続々と現れ、仕官して栄達する者が蟬の鳴き声のように絶え間なく続いた。山岳が神靈を降し、やがて申伯や仲山甫のように天から篤厚な性格を受けたこの君が生まれた。君は幼少にしてすでに知恵が擢んでおり、成長すると手本とすべき聖人も上回った。大帯にかけた玉飾りのふれあう音は、きざはし前の庭にゆったりと響いた。その器量は朝廷のまつりごとに参与するに足り、その才能は天子を補佐する宰相大臣たるに相応しいものであった。何度も幕府を開設し、しばしば天子自ら押す車に乗って将帥の任に赴いた。父母をいたわり目上の人を敬う者が薨を連ね、清く正しい心の持ち主が軒を並べた。君の徳を讃える歌は郊野に満ちあふれ、良い評判は書巻を埋め尽くした。しかし知恵と徳を兼備した君も病におかされ、突然に世を去ってしまった。葬送の車は夜明けに牽かれていき、葦の葉についた露のように儂い人命を悼む挽歌が朝に喧しく響く。吹く風がしろぎぬの車蓋をはためかせ、日の光が赤い旗に照り映える。背の高い松がいたずらに繁り、厚い盛土で墳墓は永遠の闇に閉ざされた。このあと千年万年に渡り、肉体を離れた魂は宙をさまようのだ。

長男の長扶は、東宮備身左右である。

次男の建扶は、秦王府の叱干真である。

三男の越扶は、東宮右親衛である。

末子の神扶は、東宮左親衛である。

2. 考察

(1) 墓誌文の構成と墓主の生きた時代

本墓誌文は、誌題(第一行)、誌序(第二～二〇行)、銘(第二十一～二十五行)、四子の字と官職(第二十六行以下)によって構成される。誌序の内容は、①発辞(第三行「可略而言焉」まで)、②祖父と父に関する記述(第五行「二州刺史」まで)、③墓主の人格、および西魏・北周・隋の歴朝における事績(第十七行「合九百戸」まで)、④墓主の死去と埋葬の記述(第二〇行「其銘曰」まで)に段落分けすることができる。その後続く銘文は、誌序とおおむね相対応する内容を、四文字で一句、二句一対の形式をとる全三十二句の韻文で表現している。

この中で、墓主生前の事績を記すのは③の部分であるが、第十七～十八行目の記述によれば、墓主の于寛は享年七十一で死去し、隋の開皇六(586)年十一月に埋葬されている。仮に埋葬と同じ年に没したとすれば、その生まれは北魏・孝明帝の熙平元(516)年であったと逆算される。

(2) 墓主の官歴—親信から武伯へ、そして父から子へ—

墓誌文によれば、于寛の父の于虎は官途にはつかず、また短命でもあったようである。そこで、その父代わりを務めたのではないかと思われる人物が、誌序中に二度も登場する西魏・北周の元勳にして、于寛にとっては叔父に当たる于謹であった。『周書』卷一五、于謹伝には、「毎教訓諸子」とあるが、墓誌文中には「常教誨子弟」(六行目)とあって、教戒の対象は実子に止まらず、甥の于寛にも及んだものと考えられる。同様に、于謹伝のつづきには「子孫繁衍、皆至顯達、当時莫与為比焉。子寔嗣」とあるが、墓誌文に記されるように、于寛もまた内外の官職を歴任することで、西魏から隋代に及ぶ于氏の家門隆盛の一翼を担ったといえることができる。

ただし、于寛と于謹の嗣子・于寔の官歴を比較してみると、そこには大きな違いがある。例えば、于寔は大統十五(549)年には開府儀同三司を授けられているが(同于謹伝附于寔伝)、于寛は北周明帝二(558)年ようやく儀同三司に昇進している(十～十一行目)。また北周成立時(557)の爵位を比べると、于寔の延寿郡開国公・食邑二千戸に対して、于寛はこのときはじめて清河県開国子・食邑三百戸を授けられたばかりで(九～十行目)、その差は歴然としているのである。

于寔の生年は未詳ながら、于寛の方がやや年かさの従兄弟同士であったのは間違いないのであるが、ではなぜ官歴にこれほど大きな差が現れたのであろうか。その原因の一つ

と考えられるのが、出仕時期の違いである。于寔は西魏初には「年末弱冠、入太祖幕府」し、大統年間の沙苑・河橋・邙山などの主要な戦いのすべてに参加している。これに対して、于寔がはじめて宇文泰に仕えたのは大統十三年のことであり、このとき于寔はすでに三十二歳に達していたのである。

出仕がこれほど遅れたことについて、墓誌文は何も語らないが、于寔が「恒州桑乾人」とされていることが、わずかな手がかりになるかも知れない。そもそも恒州は、北魏の洛陽遷都後、北都の平城を中心に設置された州で、桑乾はその管下の地名なのであるが、北魏の東西分裂後、東西魏の領土内にそれぞれ僑置されていることに注意しなければならない。もし仮に「恒州桑乾人」との記述が、単に実質のない郡望を称したものでなく、于寔がこの僑置恒州(現甘肅省環県東北一帯)の住民であった実態を反映しているとする、風雲乱世に乗じて西魏政権の領袖となった于謹が、子供の頃に目を掛けていた甥の于寔が、西魏辺境に設置された六つの僑州の一つである恒州に暮らしているのを知り、遅ればせながら宇文泰に推挙した可能性が浮かび上がってくるのである。なお、于寔は建徳四年頃に「留谷城主」(十四～十五行目)に任じられている。留谷城というのは、『周書』卷五、武帝紀上、天和元(566)年に、「秋七月戊寅、築武功・鄜・斜谷・武都・留谷・津坑諸城、以置軍人」とあるように、北周期に秦嶺山脈から関中への出口付近に列置された軍事拠点の一つである。そして、実はこの六城は、先に見た六僑州が移設されたものであり、具体的には僑置頭州を改組して設置したのが留谷城だと推定されるのである[3]。于寔の留谷城主就任が、もと六僑州民であるという出身を考慮した適材適所の人選であったとすれば、あるいは上の推測の傍証となるかも知れない。ちなみに于謹の家系は、北魏で権勢を誇った于栗磾の系譜とはうまく繋がらないことが指摘されている(『北史』卷二三、于栗磾附六世孫謹伝、中華書局標本校勘記〔三〕)。以上の考察に基づけば、本伝では「河南洛陽人」を称しているが、于謹もまた遷洛組からは漏れ、代に残留した「恒州桑乾人」として、于氏傍系に属する人物だった可能性が高いものと推定される。

ところで、于寔が最初に任じられた「親信」というのは、西魏・北周の実権者であった宇文泰・宇文護の開設した霸府の侍衛であり、のちに東宮府・親王府の属官として隋代まで見られる役職である。この親信には誰でもなれる訳ではなく、文武に秀でた勳蔭の子弟のほか、宇文氏との関係が密接な者が特に選抜されたようである[1]。于寔の親信への登用は、やは

り于謹の甥であったが故にほかならないであろう。

ちなみに、『周書』卷一五、于寔伝には、「是歳(大統十四年)、太祖与魏太子西巡、寔時従。太祖刻石於隴山之上、録功臣位、以次鐫勒、預以寔為開府儀同三司。至十五年、方授之」とある。この前年の大統十三年に親信となっていた于寔も、この西巡に同行した可能性がある。あるいは従兄弟の于寔と響を並べて宇文泰に扈從した功で、于寔の開府儀同三司には及ばぬものの、「輔国將軍」(七行目)を授けられたのかも知れない。いずれにせよ、三十歳を過ぎてようやく官途についた于寔が、「右武伯大夫」「中大夫」(十一～十二行目)という、北周皇帝の侍衛組織の指揮官という要職に抜擢され、曲がりなりにも公爵まで昇進し得た背景には、宇文泰の親信を務めた経歴が、大きく作用していたと見なければならない。

そして最後に注目したいのが、本墓誌の末尾に記されるように、于寔の四子がみな、かつて父が親信から武伯へ進んだのと同じく、東宮府・親王府の侍衛の任にあったことである。なお近年出土した長子長扶(于懿)の墓誌によれば、隋初、長扶は親信に起家した後に「勳衛」「左内率備身左右」に進んでおり、西魏・北周・隋では、親信からの入官コースが一貫して存在していたことが分かる。さらに言えば、次子の建扶が鮮卑系側近官たる「叱干真」であったとの記述は、漢語で表記される兄弟達の親信・備身・親衛も、鮮卑系官職との繋がりにおいて理解されるべきことを示唆する好個の史料と評することができよう。

おわりに

以上、「于寔墓誌」について、基礎的な考察を加えてきた。幸いなことに、上で見た長子の長扶だけではなく、末子神扶(于緯)の墓誌も近年発現している。紙幅の関係上、それらも用いた更なる検討は、稿を改めて行うこととした。

参考文献:

- [1] 拙稿:「西魏・北周の二十四軍と「府兵制」」東洋史研究 第70巻第2号(2011), pp.31-65. および中文訳「西魏、北周的二十四軍与『府兵制』」中国中古史青年学者聯誼会会刊 中国中古史研究 第5巻(2015), pp.144-174. を参照。
- [2] 拙稿「皇帝と奴官-唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の側面-」史滴 第36号(2014), pp.52-78. ほかに参照。
- [3] 拙稿「西魏・北周時代の「防」について」福井重雅先生古稀・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化(汲古書院, 2007), pp.315-334. で、一部言及したので参照のこと。